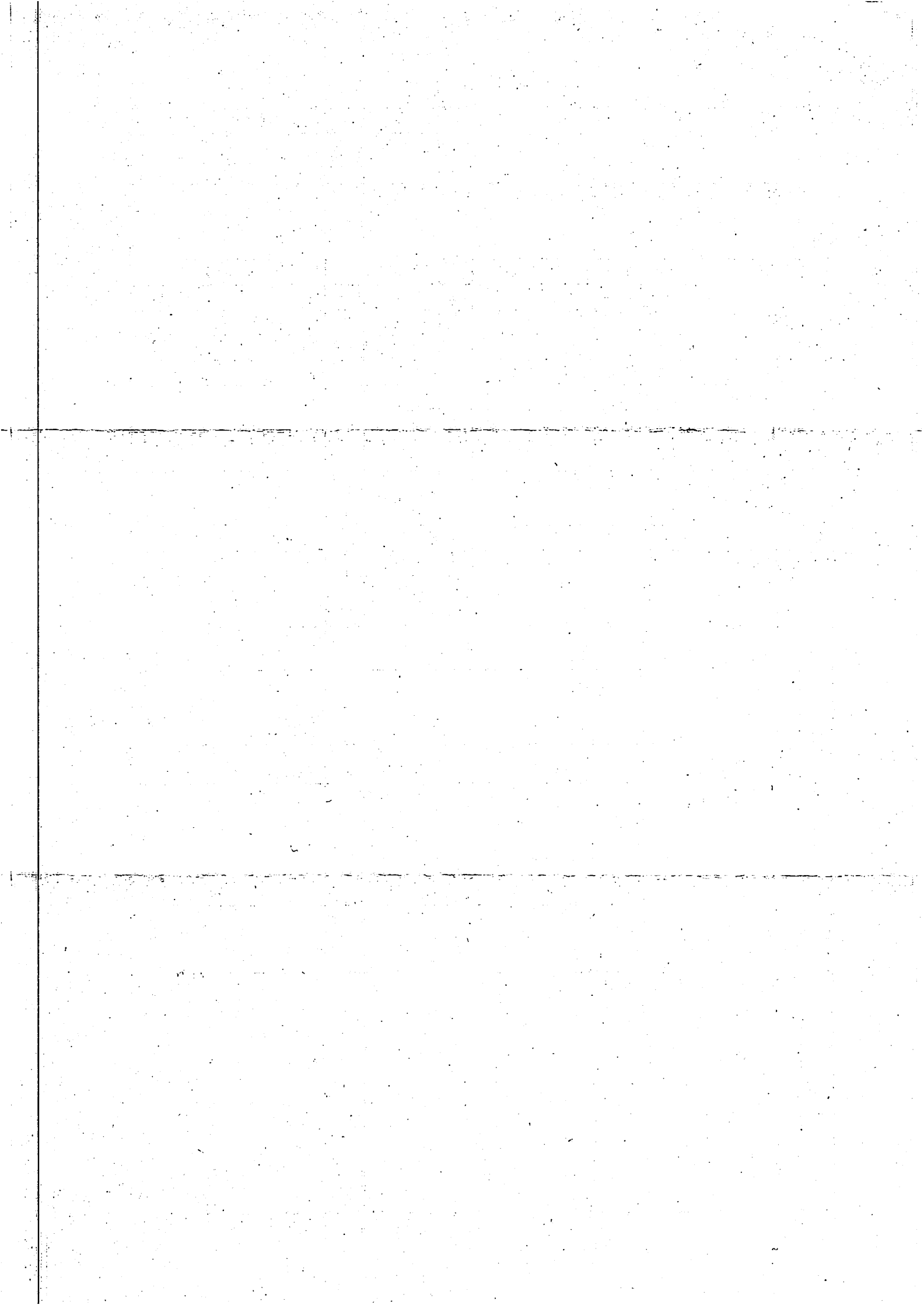


決裁・供覧・報告

件名	【報告】 一括報告			文書番号	
				平成 年 第 号	
伺い文	別添(①~⑧)のとおり、意見書等の送付を受けましたので、報告いたします。				
起案	起案日	平成 30 年 9 月 4 日	受付日	平成 30 年 8 月 分	
	部署	司法法制部 司法法制課司法制度第三係	決裁	決裁処理期限日	平成 年 月 日
				決裁日	平成 30 年 9 月 13 日
	起案者	外山 佳奈	施行	施行処理期限日	平成 年 月 日
連絡先(内線)		施行日		平成 年 月 日	
大分類	司法制度	施行先			
分類名称	中分類	事務手続	施行者		
	名称(小分類)	要望書等(平成30年度)	取扱上の注意		
	秘密区分	なし			
取扱区分	秘密期間終了日	平成 年 月 日	格付け	機密性格付け	機密性1
	指定事由		格付け	取扱制限	
			保存	行政文書保存期間	3年
				保存期間満了日	
決裁・供覧・報告欄	起案部局・課	司法法制部長 司法法制課長 参事官 官房付			
					
		部 付 (伊賀) (千葉) (伊藤) (廣瀬) (三嶋)			
					
		補佐官 法務専門官 係長 主任 係員 ( 三 係 )			
					
備考欄	意見書等の目録は、別紙のとおり				



意見書等の目録

○「谷間世代」関連

- ① いわゆる「谷間世代」のために不公平・不平等の速やかな是正措置の実施を求める  
会長声明  
(H30.8.22受 三重弁護士会)
- ② 給費の支給を受けることができなかった司法修習生が被った不平等・不公平の是正措置を  
求める声明  
(H30.8.24受 長崎県弁護士会) ※内閣官房から転送
- ③ いわゆる「谷間世代」の貸与金返還期限の猶予を求める会長声明  
(H30.8.24受 和歌山弁護士会) ※内閣官房から転送
- ④ 「谷間世代」の貸与金の返還期限の猶予を求める会長声明  
(H30.8.24受 神奈川県弁護士会) ※内閣官房から転送
- ⑤ 貸与制下で司法修習を受けた者の不公平・不平等の是正措置を求める会長声明  
(H30.8.30受 奈良弁護士会)

○その他

- ⑥ 民事控訴審の審理に関する意見書  
(H30.8.6受 近畿弁護士会連合会)
- ⑦ 法科大学院は、弁護士が大量に世に出て過剰人員となった結果、働き口が見つからず  
魅力が薄れた等  
(H30.8.10受 差出人不明)
- ⑧ 裁判所が下した判決に対する見直し依頼等  
(H30.8.28受 ██████████)

別紙